

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第87号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第1、議案第87号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他第2期工事。

2、契約の相手方、前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業共同企業体、共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長、五十嵐勝美です。

今回変更する議決事項は契約金額でございます。変更前の契約金額11億1,291万4,080円を8,609万40円増額して、11億9,900万4,120円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は、平成29年11月13日に行っております。

参考資料をごらんください。

変更理由は、詳細設計が完了した一部事業について、設計成果に基づき事業費を変更するものです。

対象範囲を明示した位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第87号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

日程第2 議案第88号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第2、議案第88号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、財産の品目、町方地区（御社地）災害公営住宅。

2、取得する財産、災害公営住宅24戸及び附属施設（平面駐車場・ごみ置場・店舗用区画等）です。

3、取得の方法、随意契約。

4、取得の金額、11億1,900万円を4億1,939万4,665円減額して、6億9,968万5,335円とするものです。

5、契約の相手方、岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部、本部長、栗原徹です。

次のページをお開きください。

変更前。物件の種類は災害公営住宅、鉄筋コンクリート造構造、5階建て、1棟、24戸、建築面積は約503平方メートル、延べ床面積は約1,581平方メートルであります。附属施設は、ごみ置場1カ所、受水槽1カ所、ガスボンベ庫1カ所、平面駐車場1カ所、広場1カ所、店舗用区画1カ所です。

変更後。物件の種類は災害公営住宅、鉄筋コンクリート造構造、5階建て、1棟、24戸、建築面積は約433平方メートル、延べ床面積は約1,494平方メートルになります。附属施設は、ごみ置場1カ所、受水槽1カ所、ガスボンベ庫1カ所、平面駐車場1カ所、広場1カ所、店舗用区画1カ所です。

案内図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第88号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

日程第3 議案第89号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第89号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、財産の品名、平成26年度大槌町災害公営住宅買取事業（浪板児童館跡地区・安渡A地区・吉里吉里A地区、町方地区）A郡災害公営住宅。

2、取得する財産、災害公営住宅9戸。

3、取得の方法、随意契約。

4、取得の金額、1億9,728万2,517円を498万5,200円増額して、2億226万7,717円とするものです。

5、契約の相手方、代表企業、岩手県上閉伊郡大槌町大槌15-1-13、株式会社山口建設、代表取締役、山口信儀です。

設計・工事監理者、岩手県上閉伊郡大槌町大槌23-46-10、株式会社D o m u s A ・ I 設計事務所、代表取締役、阿部盛任。

構成員、岩手県上閉伊郡大槌町小槌16-42、有限会社高清水、代表取締役、高清水敬士。

同じく構成員、岩手県上閉伊郡大槌町安渡1-6-13、有限会社岩間建設工業、代表取締役、岩間公人。

同じく構成員、岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里9-4第2仮設7-5、野崎建設、川口泰宏。

次のページをお開きください。

変更前。物件の種類は災害公営住宅、戸建3DK5戸、木造2階建て、戸建て4DK4戸、木造2階建て。

変更後。戸建て3DK2戸、木造2階建て、戸建て4DK7戸、木造2階建て。

建設地区別の位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第89号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第90号 財産の取得について

○議長(小松則明君) 日程第4、議案第90号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) 1、財産の品名、大槌町災害公営住宅買取事業(安渡地区、赤浜地区、吉里吉里・浪板地区)災害公営住宅その2。

2、取得する財産、災害公営住宅32戸及び附帯施設(平面駐車場・外部物置等)。

3、取得の方法、随意契約。

4、取得の金額、4億856万820円。

5、契約の相手方、岩手県盛岡市津志田中央一丁目3番28号、日本住宅株式会社、代表取締役、滝村照男、岩手県上閉伊郡大槌町上町2番12号、有限会社まるたに商事、代表取締役、谷澤俊宏です。

次のページをお開きください。

物件目録をごらんください。

物件の種類は災害公営住宅、住戸タイプは戸建て3DK5戸、戸建て4DK2戸、長屋2DKAタイプ2戸、長屋2DKBタイプ21戸、長屋3DK2戸です。また、附帯施設として、外部物置25カ所、平面駐車場26台分、外構工事一式です。

安渡地区、赤浜地区の位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第90号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第91号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第91号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、財産の品名、大槌町災害公営住宅買取事業（町方地区）災害公営住宅。

2、取得する財産、災害公営住宅21戸及び附属施設（平面駐車場・外部物置等）。

3、取得の方法、随意契約。

4、契約の金額3億3,985万4,400円を1,427万40円増額して3億5,412万4,440円とするものです。

5、契約の相手方、岩手県盛岡市向中野二丁目1番1号、大和ハウス工業株式会社岩手支店、支配人、櫻下信。

次のページの物件目録をお開きください。

変更後、外構工事一式を追加するものです。

位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第91号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第92号 字の区域を変更することについて

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第92号字の区域を変更することについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは変更調書をお開きください。

小鎚第20地割字三枚堂に小鎚第22地割字中川原15の1を編入するものです。

編入する区域の地目は雑種地、地積7,655平方メートル。

字界変更区域位置図並びに明細図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この明細図を見ていただきたいんですが、ここは今度分譲になる防集団地だと思うんですが、まずこの、今局長が申された地目が雑種地ということは、今雑種地でその後宅地になるということによろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ただいまは大きな一筆の雑種地になってございますが、これは分筆いたしましてそれぞれの地目に変更いたします。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

そこで、この右側のほうに個人の所有地等があります。この27の74というのが、今安渡保育所があるところだと思うんです。この27の74及び27の73、27の71、そしてまたこの黄色い部分に通じる15の5というのが道路になっていると思うんですが、ここが公用地なのかあるいは私有地なのかというところもですね、関連してお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この部分は、かつて寺野の運動公園があったところですので、町有地になっております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

それで、この黄色い部分に15の5、現在の道路の状況ですが、この両側に宅地があって家が建ち並んでおります。もしかしたら、この15の5を通過して黄色い部分に結構出入りすることも考えられるわけですが、ただこの15の5が本当に公共用地なのか、もしかしたらこの方々の出し合っつけてつくっている道路なのかというところも、はっきりしておいたほうがいいのではないかなと思って2回目の質問をしたわけです。

そこら辺、少し整理したいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この15の5の部分は、寄附採納を受けておりまして、現在下

水道とか、整備しております。いずれは、ここはきちんとした道路というふうに整備したいと思います。

○議長（小松則明君） 最後のほう聞き取れなかったのもう一度。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 現在下水道とかを整備しております、最終的には道路として整備したいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この部分は確かに寄附採納ということで、役場の土地になるってことなんです、前日芳賀議員からも言われたとおり、今度できる場合はすごく環境がよくなるわけです。ただ付随するところが、今ここは土の、舗装がなっていない道路になっています。

あるいは周辺を見れば何か所かあるわけですが、やはり芳賀議員の一般質問のようにですね、周辺のほうも追って整備しなければいけないんじゃないかなということを含めた中での質問でありましたので、これが終わったら現地確認してみたほうがいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 一応、今回の復興工事の範囲から外れますので、それについては、今後、今の発展計画等をもて、財政状況を勘案しながら整備を進めていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 復興局長、今の15の5についてちゃんと調べてみてください。

環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 15の5については予算化しております、今、発注する準備をしております。

○議長（小松則明君） ということは、町有地ということよろしいですか。環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 町有地ということで、下水道工事の後に整備をするというスケジュールになってございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

議案第92号字の区域を変更することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第93号 町道の路線認定及び変更について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第93号町道の路線認定及び変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 別紙をお開きください。

認定する路線、吉里吉里10号線、吉里吉里旧国道線、吉里吉里漁業集落排水処理施設線の3路線です。

変更する路線、吉里吉里北田塚鼻線、終点を吉里吉里三丁目212番4号を吉里吉里第14地割49番1に変更にするものです。

認定路線図と路線変更図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

議案第93号町道の路線認定及び変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第94号 大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第94号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第94号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することにつきまして、御説明申し上げます。

次ページの新旧対照表をごらん願います。

今回変更する項目につきましては、まず「1産業の振興」につきまして、町内の産業や地域資源等の状況を調査し、移住者のサポート等に資するため、事業計画に移住・定住促進事業を追加するものでございます。

次ページをごらん願います。

また、「7地域文化の振興等」につきまして、(仮称)御社地エリア復興拠点施設に設置する展示物を作成するため、事業計画に東日本大震災展示物作成事業を追加するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第94号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第95号 平成29年度大槌町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第9、議案第95号平成29年度大槌町一般会計補正予算(第4号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(三浦大介君) 議案第95号平成29年度大槌町一般会計補正予算(第4号)を定めることについてを御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額1億2,898万2,000円は、今回の補正財源とする普通交付税及び震災復興特別交付税であります。

11款分担金及び負担金2項負担金、補正額510万2,000円の減は、今年度実績見込みに

に伴う保育料の減であります。

13款国庫支出金 1 項国庫負担金、補正額4,188万3,000円は、災害復旧事業に係る災害復旧費負担金等であります。

2 項国庫補助金、補正額 9 億2,455万7,000円は、第19回復興交付金事業の交付決定に伴う漁業集落防災機能強化事業補助金等であります。

14款県支出金 1 項県負担金、補正額456万4,000円は、今年度実績見込みに伴う障害者自立支援給付費等負担金等であります。

2 項県補助金、補正額112万5,000円は、被災地福祉灯油等特別助成事業費補助金等であります。

16款寄附金 1 項寄附金、補正額3,200万円は、今年度実績見込みに伴うふるさと納税寄附金等であります。

17款繰入金 2 項基金繰入金、補正額 2 億9,310万4,000円は、今回の補正財源とする東日本大震災復興交付金基金繰入金及びふるさとづくり基金繰入金等であります。

18款繰越金 1 項繰越金、補正額8,686万5,000円は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

19款諸収入 4 項雑入、補正額125万3,000円は、有線テレビジョン放送引込工事負担金であります。

20款町債 1 項町債、補正額1,440万円は、災害復旧事業に伴う公共土木施設災害復旧事業債及び（仮称）御社地復興拠点施設への展示物を作成する東日本大震災展示物作成事業債等であります。

2 ページをお開きください。

歳出。

各款各項におきまして人事委員会勧告等に伴う人件費の補正がございます。

1 款議会費 1 項議会費、補正額 4 万円は人件費であります。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額6,900万9,000円は、ふるさと納税の今年度実績見込みに伴う基金積立金及び第 9 次大槌町総合計画策定支援業務委託料等であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額1,477万7,000円は、福祉灯油助成事業費等であります。

2 項児童福祉費、補正額1,555万4,000円は、今年度実績見込みに伴う幼稚園就園奨励費及び保育所運営費委託料等であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額421万1,000円は、今年度実績見込みに伴う浄化槽設置整備事業補助金及び人件費等であります。

2 項清掃費、補正額2,000万円は、循環型社会形成推進交付金過年度返還金であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額 9 万円は人件費であります。

2 項林業費、補正額 2 万7,000円も人件費であります。

3 項水産業費、補正額177万5,000円は、漁業集落排水処理事業特別会計繰出金及び人件費であります。

8 款土木費 4 項都市計画費、補正額117万1,000円は、下水道事業特別会計繰出金であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額2,098万4,000円は、第 2 分団第 1・2 部仮設消防屯所移設工事及び釜石大槌地区行政事務組合負担金であります。

10 款教育費 4 項義務教育学校費、補正額640万1,000円は、小中一貫教育校の火災保険料等であります。

5 項社会教育費、補正額261万7,000円は、御社地公園に設置する御社地石碑等設置工事等であります。

11 款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費、補正額2,905万円は、昨年の台風10号に伴う町道新山 1 号線ほか道路災害復旧工事及び今年度の台風18号に伴う普通河川生井沢災害復旧工事等であります。

15 款復興費 1 項復興総務費、補正額 9 億4,242万円は、第19回復興交付金交付決定に伴う復興交付金基金積立金等であります。

2 項復興推進費、補正額540万円は、町方地区津波復興拠点区域拡大に伴う測量設計業務委託料等であります。

3 ページをお願いします。

4 項復興農林水産業費、補正額 1 億5,672万6,000円は、水産業共同利用施設復興整備事業補助金等であります。

6 項復興土木費、補正額1,677万4,000円は、花輪田 9 号線道路改良工事であります。

7 項復興都市計画費、補正額 1 億5,044万7,000円は、大槌駅前の駐輪場及びバスシェルターを整備する駅前広場外構整備工事等であります。

12 項復興支援費、補正額6,615万8,000円は、昨年度の事業費確定に伴う被災者支援総

合交付金過年度返還金であります。

4 ページをお開き願います。

第2表繰越明許費。追加。

款、項、事業名、金額の順に読み上げます。なお、款及び項が同様の場合は省略いたします。

2款総務費1項総務管理費、第9次大槌町総合計画策定事業、1,500万円。

4款衛生費2項清掃費、マテリアルリサイクル施設整備事業、5億9,550万円。

8款土木費2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）橋梁長寿命化分、8,500万円。

社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）、9,500万円。

社会資本整備総合交付金事業（復興枠）、22億5,000万円。

小槌線道路改良事業、4,700万円。

町道改良事業、2,000万円。

町道新設事業、3,061万円。

4項都市計画費、下水道事業特別会計繰出金事業、6万3,000円。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業（過年債）、9,923万4,000円。

公共土木施設災害復旧事業（現年債）、1,686万5,000円。

15款復興費1項復興総務費、漁業集落排水処理事業特別会計繰出金、140万円。

5 ページをお願いします。

4項復興農林水産業費、水産業共同利用施設復興整備事業（民間公募タイプ）、2億6,421万5,000円。

水産業共同利用施設整備導入等支援事業、6,470万4,000円。

6項復興土木費、花輪田地区道路改良事業、6,447万8,000円。

12項復興支援費、まちなぎわい創出事業、8,000万円。

工期が翌年度に及ぶことから繰越明許費を設定するもの16件であります。

6 ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正、追加。

事項、期間、限度額の順に読み上げます。

復興整備事業管理支援業務委託料、平成29年度から平成31年度まで、4億円。

赤浜分館災害復旧及び赤浜地区復興まちづくり支援施設整備事業（第1期工事）、平成29年度から平成31年度まで、9億2,200万円。

7ページをお願いします。

変更。

事項、補正前の期間、限度額、補正後の期間、限度額の順に読み上げます。

大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・仲松地区他復興整備事業工事施工等に関する一体的業務、平成29年度から平成30年度まで、200億円。平成29年度から平成31年度まで、限度額の変更はありません。

8ページをお開きください。

第4表地方債補正、追加。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は当初予算と同様のため省略させていただきます。

東日本大震災展示物作成事業、520万円。

9ページをお願いします。

変更。

起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様のため省略させていただきます。

地方創生推進交付金事業、850万円、1,000万円。

公共土木施設災害復旧事業、2,550万円、3,320万円。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

4ページをお開きください。第2表繰越明許費、追加。

5ページに入ります。進行いたします。

6ページ。第3表債務負担行為補正、追加。進行いたします。

7ページ、変更。進行いたします。

8ページに入ります。第4表地方債補正、追加。進行いたします。

9ページ、変更。

12ページをお開きください。

歳入。9款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

11款分担金及び負担金2項負担金。進行いたします。

13款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行いたします。

2 項国庫補助金。13ページに入ります。

14款県支出金 1 項県負担金。進行いたします。

2 項県補助金。進行いたします。

14ページ上段まで。進行いたします。

16款寄附金 1 項寄附金。進行いたします。

17款繰入金 2 項基金繰入金。進行いたします。

18款繰越金 1 項繰越金。

15ページに入ります。

19款諸収入 4 項雑入。進行いたします。

20款町債 1 項町債。

歳入の質疑を終わります。

16ページ、歳出に入ります。

1 款議会費 1 項議会費。進行いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ふるさと納税の関係でお伺いします。

まさしく今、この12月末でみんながこの市町村も書き入れどきというところとちょっと変ですが、PR合戦も盛んだと思いますが、2,400万ほど補正していますが、ちなみに現時点で前年比がどのくらいあるのか教えてください。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 寄附金ということでよろしいでしょうか。（「はい」という声あり）きょう現在、きょう現在というか直近で3,670件ございまして、寄附金額は7,200万でございます。

昨年はずいぶん、4,800万ほどでございましたので、11月末ぐらいです。ですので3,000万ほどの収益、収益というか増加になっております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 関連してお尋ねをします。

ふるさと納税ということで、いっぱい集まればいいんですが、過日、確か東京のほうの新聞紙面に広告を打ったという説明がありました。この広告の効果をどの程度見ているのか、それから広告にかかわる費用はどの程度あったのかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

まず新聞掲載に関しましては、11月25日の読売新聞に一面で掲載をいたしました。費用につきましては432万円でございます。

11月末でございましたので、まず一つは、今回の新聞掲載は三つのコンセプトで掲載をいたしました。一つはふるさと納税、それから一つは鮭まつりとか、そういった観光PR。銀座の銀河プラザでうちの新巻ザケ等もやります。それからもう一つは、感謝という三つのキーワードでシティープロモーションを展開する目的で、新聞掲載をいたしました。

新聞掲載以後、土日も寄附金がですね、きのうは大体1日で150万ほど、土日になりますと200万ほどの効果がございまして、ただ、実は11月末まで、総務省からの通達で3割までに返戻率を抑えなさいという通達があつて、県内の市町村は大分守ってるんですが、全国の市町村では守らない市町村がございまして、寄附が若干そちらのほうに流れているというような情報がございまして、ただ当町の商品をPRしながら産業の再生とそれから寄附金の活用を今後図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） このもらえると返さなければいけない返礼品の関係をお尋ねします。

海産物あるいは林産物等々ですね、返礼品に使っている。それが1次産業従事者にはね返るといふことで、そういう狙いがあつて返礼費を1次産業品に絞ってもらっているところもあるんですが、実は林産物、ことしは少し不作でありまして苦慮したと思うんですが、その対応。

もしかして実はこういうのが欲しかったんだけど、こないようねっていう、例えばその苦情みたいなものはないと思うんですが、本当に苦慮したと思うんですが、そこら辺の説明もぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 本年度はですね、ちょっとウニもなかなか不調でしたので、大変苦慮して、町内の魚屋さん等に大変御尽力いただきました。

それから、もっと苦労したのは松茸でございまして、ことしは大変にですね、沿岸地域が不作でございまして、私どもでも大変苦慮いたしました。ところが取引のうちの業

者のほうが、大変いろいろ尽力していただきまして、本当は町内産に限ればよかったです、どうしてもお客様のニーズに答えるために、町外産も少々購入したりして、今回は返礼品として全部の皆さんにお返しすることができました。

県内の市町村では、まず、ことしがこんなに松茸がとれないというふうに思っていなかったものですから、全部の皆さんに返礼できない市町村もございましたが、当町につきましては返礼品をお届けすることができております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 先ほど総務省のほうから3割……。県内は超えていないとかって、よその地域は越えているところもあると言いましたけれども、大槌の場合は3割というのは越えていないかというのが一点と、あとは現時点で7,200万ほど寄附金があるわけですが、それが今後どういうのに使われていくのかということをお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

まず大槌町でも12月1日に、それまでは大体5割でございましたが、12月1日から返戻率を3割として守りましたので。

それから、寄附金の使い道でございますが、第二子ですね、当町では保育料の無料化等を行っておりますので、単独費で。政策的に有効であるという施策に寄附金のほうを充当させていただいております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費。17ページ上段まで。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 福祉灯油の件についてお尋ねします。

県のほうから300万円ほどの補助があって、大槌町もそれに上乗せという形でここに600万となっているんだと思うんですが、この金額は前年度並みなのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 今回の福祉灯油につきましては、1世帯当たり5,000円、これは前年と同様でございます。1世帯当たり5,000円で、対象世帯数についても、おおよそ前年度と同様の世帯数というふうに見込んでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 福祉灯油、いただける方には大変ありがたい灯油なわけです。

ところがことしは例年よりも冬が早くきているように私も感じている、皆さんも感じているかと思うんですが、この灯油、果たしてこれまでどおりでいいのかなっていうところを感じているわけです。それから灯油の値上がり、どんどんどんどん市場価格が上がっている現状を踏まえたときに、何らかの手当てが必要なのかなと私は感じているんですが、その辺の考え方はないのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 福祉灯油につきましては、県の被災地福祉灯油等特別助成事業費補助金を活用いたしまして、沿岸の被災市町村において、同様に一律の制度で実施しているものでございます。

今後につきましても、県の補助金を活用した形で、他の市町村と歩調を合わせて助成を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 他の市町村との歩調を合わせるという形も大事かもしれませんが、例年ではないという、現実的なところがあるかと……。この後に、暖気がやってきてあったかい冬になればいいんですけど、現状では我が家でもそうですけども、早くから灯油を使っているっていう現実があれば、やっぱり高齢者の方たち、毎年いただけるっていう中で、果たして1世帯当たり5,000円で本当に十分なのかどうか、その辺も踏まえた上で今後ぜひ気象状況を見ながら、もしプラスできるものであれば、追加があればいいのかなというふうに考えますので、その辺は適宜ぜひやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 福祉灯油助成ということでざっくりとありますけども、わからない方も多いと思うので、確認をしたいと思います。福祉灯油はどういう方々に助成するのでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 福祉灯油の助成対象世帯についてでございますが、申請を行う年度ですので、基本的には平成29年度ですね、1月1日現在で住民基本台帳の登録をされている方のうちで、町民税が非課税世帯の方であってなおかつ高齢者世帯、障害者世帯、それからひとり親世帯、それから生活保護受給世帯に対して、支給をしているものでございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2 項児童福祉費。進行いたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費。

18 ページ上段まで。進行いたします。

2 項清掃費。進行いたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費。進行いたします。

2 項林業費。

19 ページに入ります。3 項水産業費。進行いたします。

8 款土木費 4 項都市計画費。進行いたします。

9 款消費費 1 項消防費。芳賀 潤君。

○13 番（芳賀 潤君） 工事請負費 1,500 万、第 2 分団、安渡の屯所がやっとなし工事費として計上になったこと、非常によかったと思っております。

春先の分団の代表者と町当局の懇談会のときに、2 分団のほうからその用地について、当初の用地について、できればこういうところがいいんだとかっていう協議もありました。工事が発注になる予算があるっていうことは、用地が確定したというふうにとらえています。それは地元の分団がきちっと理解をして、合意をしたってという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（深野智欣君） お答えします。地元の消防団の方は理解されております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13 番（芳賀 潤君） それはよかったです。

なかなかそのまちづくりの面整備が進まない中で、消防の屯所も早くやりたいっていう話と、あとは本当であれば環境、屯所という環境の中で、もう少し団員が緊急で駆けつけたときに駐車場スペースがとればいかなってというような分団もありました。

どうしてももう 7 年たとうとしているときに、本来であればこっちだったんだけど、もう待ってられないという実情だとか、そういうふうなもう年に入ってきていますので、今、分団のほうで理解しているってことなのでひとまず安心しましたけれども、あとはその周辺の環境整備だったりということにも気を使いながら、ぜひ有意義な屯所をつくっていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 今、消防課長がお答えしたのは、あくまでも仮設の、今回は仮設の移設でございまして、実は今消防第2分団1部、2部が建っている部分ですね、安渡地区の土地区画整理事業の事業施行に当たってどうしても支障があるためにですね、仮設屯所を移設するという事業でございまして、これにつきましては、地元の第2分団1部、2部も了承しているということでございます。

本設に関しましては、今もちろん、2分団1部、2部、それから安渡地区の皆様とも今後協議しながら、いろいろ検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） すいませんでした。私の説明欄の見方が。仮設の屯所って書いてありますよね。失礼しました。

気を早めるつもりではないんですが、願いなので、どうしてもここに1,500万ってあるとそんなんじゃ建つわけがないと思ながらもこういうふうになってくると頭出しで何かするのかなという思いから聞いたままでですが、ただ用地に関しては、そういう今説明したとおりのことがありますので、ぜひ東梅康悦議員の消防団員の処遇のあり方から何からってというようなこともありますので、ぜひ地域を守る分団ですので、有意義なものをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 仮設の移転ということで、台風18号で大変な被害を受けたのを私も見ておりました。それで今後とも、やっぱりそういう自然災害等を見ながら出動できないような状態であってはならないと思いますので、その辺の検討はしていますよね。

台風18号のときに、消防車両が出られないっていうか、何か雨が出て、大雨っていうか堰のほうで、屯所待機っていうか、そういうのが災害のときに動けなかった状況があったようなんですけども、その辺は把握していませんか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（深野智欣君） お答えします。

消防団員の方は確かに屯所に待機しておりましたが、その当時災害が発生——冠水がありましたけども、それによって出動の要請は特にはなかったもので、待機という形にしておりました。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私が見た範囲では、その側、車が移動できないのかなと見ていたんですが、私の見間違いかもしれませんが、当然そこでかなり水が出ていた状態です。今後そういう自然災害に出動しなければならないので、その辺を仮設といえどもよろしくお願ひしたいと思ひまして、お尋ねしました。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

10款教育費4項義務教育学校費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 学校図書館図書費155万にかかわって聞きたいんですが、よく新聞に学校に新聞をとという広告が載っています。

この建物は何年か前は小学校でした。そのときの校長さん先生が言うには、どうにか公費で新聞をそろえてくれないかという、お願ひがあったのが今から7年、8年前です。そのときは、学校数が多かったんで、それは公費で全学校に配置というのもなかなか難しい面もあったと思うんですが、そういう話が七、八年前にありました。

今はどうなんだろうかとこのところをですね、学校数も減っていますので、恐らく一部には入っていると思うんですが、そこら辺の説明を、過日の新聞でそういう特集があったもんですから、確認の意味でお尋ねしたいと思ひます。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） ありがとうございます。

現在は2紙、配付しているはずです。

御承知のとおり来年度ですね、新聞を教育に取り入れた学びということで、全国大会が岩手県で盛岡を主会場に行われます。大槌学園が授業校になっておりまして、そういうこともあって、新聞の配付であるとか設置であるとか、新聞を使った教育の充実ということでは、今力を入れているところです。

学校と連絡をとりながら、もう少し種類をふやしてほしいとか、部数をふやしてほしいとかっていうのであれば、学校と連絡して調整しながら、来年度に向けてもいい方向で進めていきたいなと思っております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

20ページ上段まで。進行いたします。

5項社会教育費。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 文化費のところにお社地石碑等設置工事とありますけども、これはこれでいいですけども、今よく御社地エリア内に住んでいた人たちとか、いろんな人

たちがあそこにあった太宰府の関係で、俊作さんが専門だけれども、御宮があったのがなくなったと、なんとか復元できないものかという話が出るようなんですけども、その辺についてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 御社地公園の整備がなされて、これから予算にもものつていますが石碑、この間の津波記念碑とかまた妙法蓮華経の石碑とか、設置してまいりたいと思っています。

いずれこの上屋の部分については、今後この地区の皆さんが戻ってこられて、そしていずれこう皆さんに相談しながら、もちろん遺跡でございますので、もちろん教育委員会も十分に指導をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今お話のあった御宮……。御宮があったわけですけども、前は御社地会であるとかということで皆さんでつくっていたもので、今の話をそうかということでそのままやる、税金を使ってというわけにはいわゆる政教分離のこともありますので、その辺町としてどこまでやっていけるのか、それから東梅社を守ってきた方々がどの程度の負担ができるのか、政教分離という大原則がありますので、その観点から検討させていただければと思います。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） そこが出てくるのは当然知っていますけれども、それはそれとしてわかります。

ただあそこは政教分離で言ってみたものの、そういう学問の神様を祭ったところなので、別にそれで押し切るっていうのも変な話なんで、もう少しそういうのを望んでいる人たちがおりますので、その辺は聞きながら、教育委員会のほうでも手助けができるものであれば手助けをやっていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 議員の視察におきまして——山古志村では神社を復元しております。これは町民の皆さんの心の拠り所っていう考え方です。

それから御社地に関しては、この町の歴史を語る場所だということ、当然、指定文化財になっていると思いますので、その辺を配慮しながら検討いただきたいと思いま

すがいかがでしょう。

○議長（小松則明君） そのようにしてほしいということで。（「意見です。答弁はいいです。」という声あり）進行いたします。

11款災害復旧費 2項土木施設災害復旧費。進行いたします。

15款復興費 1項復興総務費。進行いたします。

21ページに入ります。

2項復興推進費。進行いたします。

4項復興農林水産業費。進行いたします。

6項復興土木費。進行いたします。

7項復興都市計画費。22ページ中段まで。進行いたします。

12項復興支援費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

議案第95号平成29年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時58分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第10 議案第96号 平成29年度大槌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第96号平成29年度大槌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1 ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額117万1,000円の増は一般会計繰入金です。

8款1項町債、補正額230万円の増は、下水道事業債の増額です。

2 ページ目をお開きください。

歳出です。

1 款1 項下水道管理費、補正額109万9,000円の増は、震災による受益者負担金の減免について、受益者負担金、還付金及び還付加算金であります。

2 款下水道事業費1 項下水道整備費、補正額237万2,000円の増は、区内地区雨水排水路整備工事の増額です。

3 ページをお願いします。

第2表繰越明許費です。追加です。

2 款下水道事業費1 項下水道整備費、事業名、施設費（雨水）、939万2,000円。

2 款下水道事業費1 項下水道整備費、事業名、施設費（汚水）、7,709万1,000円。

4 ページをお願いします。

第3表地方債補正です。変更です。

起債の目的、下水道事業債。補正前の限度額7億5,670万円を、補正後は230万円増額して、限度額7億5,900万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3 ページをお開きください。

第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

4 ページ。第3表地方債補正、変更。進行いたします。

7 ページをお開きください。

歳入に入ります。一括いたします。進行いたします。

8 ページに入ります。歳出。一括いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

議案第96号平成29年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第97号 平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第97号平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額309万8,000円の増は、一般会計繰入金です。

2項基金繰入金、補正額600万円の増は、東日本大震災復興交付金基金繰入金です。

8款1項町債、補正額60万円の増は、漁業集落排水事業債です。

2ページ目をお開きください。

歳出です。

1款1項下水道管理費、補正額169万8,000円の増は光熱費、修繕料等です。

6款復興費1項漁業集落排水処理施設整備費、補正額800万円の増は、吉里吉里地区雨水排水路整備工事に伴う用地買収費です。

3ページ目をお開きください。

第2表繰越明許費です。追加です。

6款復興費1項漁業集落排水処理施設整備費。事業名、漁業集落防災機能強化事業。金額、800万円です。

4ページをお願いします。

第3表地方債補正です。変更です。

起債の目的、漁業集落排水処理事業。補正前限度額1億5,590万円を、補正後は60万

円増額して限度額1億5,650万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。

第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

4ページに入ります。第3表地方債補正、変更。進行いたします。

7ページをお開きください。

歳入に入ります。一括します。進行いたします。

8ページに入ります。

歳出。一括いたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

議案第97号平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第98号 平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第98号平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第98号平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを御説明いたします。

今回の補正予算は、今年度の県人事委員会勧告に伴う給与改定による職員人件費の増額であります。

予算書の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正のうち歳入は、いずれも職員人件費の増に伴う増額であり、
1款保険料1項介護保険料は、補正額4,000円。

3款国庫支出金2項国庫補助金は、補正額1万5,000円。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金は、補正額1万5,000円。

5款県支出金3項県補助金は、補正額9,000円。

7款繰入金1項一般会計繰入金は、町の法定負担分として補正額9,000円のそれぞれ増であります。

2ページをお開き願います。

歳出。

4款地域支援事業費2項一般介護予防事業費、補正額5万2,000円の増は、職員人件費の増額であります。

以上、平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億2,375万4,000円とする補正であります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。1款保険料1項介護保険料。進行いたします。

3款国庫支出金2項国庫補助金。進行いたします。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金。進行いたします。

5款県支出金3項県補助金。6ページ上段まで。進行いたします。

7款繰入金1項一般会計繰入金。進行いたします。

7ページに入ります。

歳出。4款地域支援事業費2項一般介護予防事業費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

議案第98号平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 20 分

○

再 開 午前 11 時 33 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

議案 4 件、請願審査報告 1 件が追加提出されました。

会議規則第 22 条の規定により、これを日程に追加し議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第 1 議案第 99 号 工事請負契約の締結について

追加日程第 2 議案第 100 号 工事請負契約の締結について

追加日程第 3 議案第 101 号 工事請負契約の締結について

追加日程第 4 議案第 102 号 大槌町小枕地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 追加日程第 1、議案第 99 号工事請負契約の締結についてから、日程第 4 議案第 102 号大槌町小枕地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてまで 4 件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 平成 29 年第 4 回大槌町議会定例会におきます追加議案 4 件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

議案第 99 号工事請負契約の締結については、町道三枚堂大ケロ線（仮称）三枚堂大ケロトンネル築造工事に係る変更契約であります。

議案第 100 号工事請負契約の締結については、（仮称）御社地エリア復興拠点施設建

設工事に係る変更契約であります。

議案第101号工事請負契約の締結については、林道古廟伸松線災害復旧工事に係る変更契約であります。

議案第102号大槌町小枕地区集会所の管理を行う指定管理者の指定については、当該集会所を指定管理者に管理させるものであります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○

追加日程第1 議案第 99号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第1、議案第99号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、町道三枚堂大ケロ線（仮称）三枚堂大ケロトンネル築造工事。

2、契約の相手方、佐藤工業株式会社・菱和建设株式会社、町道三枚堂大ケロ線（仮称）三枚堂大ケロトンネル築造工事特定共同企業体、共同企業体代表、佐藤工業株式会社東北支店、執行役員支店長、横山正樹です。

今回変更する議決事項は契約金額でございます。変更前の契約金額23億9,328万円を2,688万1,200円増額して、24億2,016万1,200円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成29年12月5日に行っております。

別紙参考資料をごらんください。

工事場所、大槌町三枚堂から大ケロ地内。

工事期間、平成28年9月15日から平成31年2月25日まで。

変更理由、トンネル掘削残土運搬場所の変更に伴う運搬費用の変更を行い、事業費の追加を行うものと、トンネル岩質判定委員会によりトンネル掘削パターンの変更に伴い事業費の変更を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

これより、議案第99号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第2 議案第100号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第2、議案第100号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第100号工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

1、契約の目的、（仮称）御社地エリア復興拠点施設建設工事。

2、契約の相手方、前田・近代・中居・TOC異業種特定建設共同企業体、共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長、五十嵐勝美。

3、変更内容は、変更前の契約金額11億6,877万6,000円を8,532万円増額し、変更後は12億5,409万6,000円とするものでございます。

別紙参考資料をお開きください。

1、仮契約締結年月日は、平成29年12月6日でございます。

工事概要について御説明申し上げます。

次ページをお開きください。

変更内容は、施設の利用促進等に必要な駐車場を整備するため、工事費を増額するものでございます。

なお、対象範囲の図面を添付してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

これより、議案第100号工事請負契約締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第3 議案第101号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第3、議案第101号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 議案第101号をごらんください。

1、契約の目的は、林道古廟伸松線災害復旧工事を変更するものです。

2、契約の相手方は、岩手県釜石市字平田第3地割61番地22、新光建設株式会社、代表取締役、倉田信海です。

3、変更内容は、契約金額の変更です。変更前の契約金額5,292万円を731万1,600円増額して、6,023万1,600円に変更するものです。

次のページをお開きください。

仮契約締結年月日は、平成29年12月12日に行っております。

次に参考資料をお開きください。

本工事は、平成28年10月に発生した台風10号により被災した林道災害復旧工事ですが、ことし9月に発生しました台風18号等の影響により、のり面の一部が崩れたため、土砂の撤去量がふえたことに加え、厚層基材の吹付厚さ及び面積の変更、モルタル吹付面積の増加等により、契約金額の変更するものです。

また、位置図及び変更概要図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 災害復旧ということで、修理になる。吹きつけとかなんかやるよなんですけれども、これは何年にできたかわかりますか、この林道。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 年数はいいです。

ここの林道については、私は最初からルートが無理があったんだと。このルートをつかってから、業者は仕事が出るからいいものの、けれども、余りにも土砂崩れが多い。

今回もまた台風で被害が出たというので直すんですけども、やはり、国民の税金がも
とになってつくる。全て道路でも何でもそうだけでも、やっぱり、道路をつくるときは
ルートを考えて、後々のことまで考えてつくるべきが本当のルートだと思う。

ああいう川沿いの急な傾斜のところにもそもそもルートを選定したのが誤りがあったと、
私はいつもそう思いますけども、当局はそれについてどう思いますか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 林道施工した当時の担当者は私ですのであれですけども、
もともとあのルートは本当に無理があったと思います。

昔、45号バイパスが実は向こう側を渡るっていうルートがあったりしてですね、ある
いはその大槌湾を臨港道路っていうか、橋を渡って渡るっていうようなルートがあって、
そのルートをどうしても町道でやりたいということであのルートが決まったと。

当時林道でやるということ自体無理があって、地盤調査も何もしてませんでして、本
来林道であればもっと山の上とか中腹を通っていくんですが、どうしても普通で言えば
道路をつくるものを林道でやったというような実態でして、なおかつ、あそこに岩盤を
見込んでいたんですが、岩が出なかったと。ボーリング調査も何もしてないので、やっ
たら岩がなくてですね、どんどん長大法面になって崩れてしまったと、非常に失敗例だ
とっております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 当時から私もわかってはいたけれども、失礼な質問だけでもね、本
当はそういう反省しているところもあるからだけでも。

あその昔の室浜橋のところから入っていったところに小さな沢があって、そこから
道路を横に引っ張ってきて、あその畑をやっているところに下ろしてくれば、ああい
う何回も何回も今までかなり修繕しているんだけども、そういうことはなかったと思
うんです。

ぜひこれからも、例えば林道をつくるにしても何をつくるにしても、そこらはきちっ
と配慮して、いつまでも金のかかるような道路をつくらないようにお願いします。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

これより、議案第101号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第4 議案第102号 大槌町小枕地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 追加日程第4、議案第102号大槌町小枕地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第102号大槌町小枕地区集会所の管理を行う指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

本議案は、大槌町集会所の設置及び管理に関する条例、第10条第1項に基づき新たに設置される小枕地区集会所の指定管理者を指定しようとするものでございます。

次ページをお開き願います。

1、施設の概要につきましては（4）と（6）のとおり、木造平屋建て、面積が137.46平方メートルであり、大ホール、和室及び調理室がそれぞれ一室ずつとなっております。なお、開館時間は午前9時から午後10時まで、休館日は不定休でございます。

次に、2、指定する団体の概要につきましては、名称は小枕地区自治会、所在地は大槌町小槌第28地割153番地123、代表者は村田比佐子。設立年月日は、平成28年9月1日で、平成29年9月11月末現在の会員数は22世帯となっております。

次に、3、指定管理の期間につきましては、平成30年1月1日から平成32年12月31日までの3年間でございます。

次に、4、指定管理者が行う業務の範囲につきましては、施設及び附帯施設の利用促進、施設の使用許可、使用料等の收受、施設及び設備の維持管理、施設利用状況等の報告でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

これより、議案第102号大槌町小枕地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 請願審査報告

○議長(小松則明君) 追加日程第5、請願審査報告を議題といたします。

請願第2号日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願について、総務教民常任委員会の報告を求めます。

芳賀 潤委員長、御登壇願います。

○13番(芳賀 潤君) 請願審査結果報告。

請願第2号日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願について、審査結果を報告いたします。

本請願については、平成29年第3回定例会において付託され、閉会中の継続審査となっておりましたが、12月12日に委員会を招集し審査いたしました。

核兵器の禁止は人類共通の願いであり、核兵器の悲惨さを知る被爆国日本は二度と核兵器を使用しないように世界に働きかけていく責任があると考えます。その意味において、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名する必要があると考え、委員会はこれを採択することと決定しました。

審査結果につきましては、請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) お諮りいたします。

本案は、付託案件でありますので、質疑を終結したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議ありませんので質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

請願第2号日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願について採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 賛成多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 51 分

○

再 開 午後 0 時 01 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま発議案 1 件が追加提出されました。

会議規則第 22 条の規定により、これを日程に追加し議題といたしたいと思いますが、
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し議題とすることに
決定いたします。

○

追加日程第 6 発議案第 4 号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し国会が
批准することを求める意見書の提出について

○議長（小松則明君） 追加日程第 6、発議案第 4 号日本政府がすみやかに核兵器禁止条
約に署名し国会が批准することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。芳賀 潤君。

○13 番（芳賀 潤君） 発議案第 4 号日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し国会
が批准することを求める意見書の提出について、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、平成 29 年第 3 回定例会において請願第 2 号として提出され、先
ほどの本会議において採択されましたことから、意見書を提出することにいたしました。

提案の趣旨は意見書（案）のとおりでございますので、御賛同賜りますようよろしく
お願い申し上げます

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結した
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので質疑、討論を終結いたします。

しばしお待ちください。

○副議長（芳賀 潤君） 失礼いたしました。議長を交代いたします。

発議案第4号日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める意見書（案）の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（芳賀 潤君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第4回大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉 会 午後 0時05分

上記平成29年第4回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員